

「ポリスフェスティバル（仮称）開催業務」 公募型プロポーザル募集要項

「ポリスフェスティバル（仮称）」事業委託業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

1 事業概要

(1) 目的

近年、少子化による就職適齢人口の減少や民間企業の採用活性化により、採用情勢は厳しさを増している。そこで、小中高生やその保護者等に徳島県警察の業務の魅力を体験してもらい、理解を深めることができる機会等を提供し、優秀な人材の確保を図るべく職業体験型イベントを実施するもの。

(2) 委託業務名

ポリスフェスティバル（仮称）開催業務

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 委託費の上限額

4, 9 0 4 千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む。）

3 参加資格要件

本業務の実施に必要な能力・執行体制を有し、次の要件を満たす者であること。

- (1) 仕様書に定める業務について、適正な執行体制を整え、十分な業務遂行能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、再生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (6) 役員（法人の監査役及び幹事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団の構成員等
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (9) 特定の政治活動や宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

4 スケジュール

募集開始	令和7年9月1日（月）
質問受付期間	令和7年9月1日（月）～9月8日（月）
参加申込書提出期限	令和7年9月8日（月）午後5時必着
企画提案書提出期限	令和7年9月19日（金）午後5時必着
審査委員会開催	令和7年9月下旬（予定）
選定結果通知	令和7年10月上旬（予定）
契約	令和7年10月上旬（予定）
審査結果理由説明提出期限	令和7年10月17日（金）午後5時必着
審査結果理由説明回答	令和7年10月24日（金）

5 応募の手続き等

業務委託者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、次のとおり必要書類を持参又は郵便等により事務局まで提出すること。

申請書等必要な書類の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

なお、申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

【提出書類】 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別途様式） 1部

【提出期限】 令和7年9月8日（月）午後5時まで（必着）

(2) 企画提案書及び見積書等の提出

仕様書を踏まえ、次の書類等を作成のうえ、持参又は郵便等により事務局まで提出すること。

なお、下記イについては、別途「ポリスフェスティバル（仮称）開催業務企画提案書作成要領」に記載された方法で提出すること。

【提出書類】 次のア～ウに記載する書類等の正本 1 部、イについてのみ、副本10部

【提出期限】 令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時まで（必着）

ア 企画提案書提出届（別途様式）

イ 企画提案書（任意様式）

（ア） 提案者の概要等

（イ） 企画提案書（記載事項は次のとおりとする。）

- ・ 類似業務実績
- ・ 業務に係る実施方針、スケジュール及び具体的な企画提案
- ・ 本業務の実施体制

（ウ） 見積書、見積明細書（任意様式）

見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳

（エ） その他参考資料（任意作成）

企画提案内容を補足する資料があれば提出すること。

ウ その他の添付資料

（ア） 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

個人事業主の場合は、「開業届（写し）」を提出

（イ） 直近 2 期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書など

設立 1 年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書

（3） 留意事項

企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。

ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

また、提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

（4） 提出先（事務局）

〒 7 7 0－8 5 1 0 徳島県徳島市万代町 2 丁目 5 番地の 1

徳島県警察本部 警務部 警務課 人事係

（電 話） 0 8 8－6 2 2－3 1 0 1

（E-mail） jinji1@police.pref.tokushima.jp

6 応募に際しての留意事項

（1） 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 本要項及び仕様に適合しない場合

オ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

カ その他不正な行為等があったと当担当が認めた場合

（2） その他

- ア 企画提案書の作成、提出等応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- イ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。
- ウ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは当担当との契約関係を生じる者ではない。
- エ 業務の実施にあたっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- オ 本要項に定めのない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和7年9月1日（月）から9月8日（月）までの
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日を除く）

(2) 質問の提出

当該公募に係る質問は、「仕様書等に対する質問書（別途様式）」により行うものとし、「5 応募の手続き等（4）提出先（事務局）」まで、電子メールにより提出すること。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

8 選定及び審査方法

(1) 選定方法

- ア 提出された企画提案書については、審査委員会において、審査基準に基づき総合的に審査及び評価を行い、最優秀提案者（委託候補者）を選定する。
- イ また、参加者が1社だった場合は、審査委員会にて審査を行った上で、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。
- ウ 評価基準は、目的を達成するための企画力や創意工夫、実現可能性などを中心に採点し、その合計点を基準に審査委員会で選定する。
- エ 審査委員会は非公開とする。

(2) 審査方法

企画提案書等の書面審査とする。

(3) 審査結果

- ア 審査の結果については、全ての提案者に文書で通知するとともに、最優秀提案者の名称をホームページで公表する。
- イ 審査の経緯については公表しない。
- ウ 最優秀提案者として選定されなかった者は、徳島県警察本部警務部警務課に対してその理由説明を求めることができる。

この説明を求める場合は、下記の受付期間までに、その旨を記載した書類を事務局に提出すること。

【受付期間】 令和7年10月17日（金）午後5時まで（必着）

【回答期限】 令和7年10月24日（金）

※ 回答については、口頭又は書面により行う。

(4) 審査基準

審査項目	配点	審査視点
業務実績・本事業に対する理解度	20点	・過去に類似事業の実績が示されており、その実績が豊富にあるか ・事業の目的・趣旨の理解度
実施体制及び事業スケジュール	25点	・業務を正確に実施できる体制、人員数は確保されているか ・職業体験イベントの開催等に必要な知識を有する人材が配置されているか
事業内容提案	35点	・円滑なイベント実施に向けた参加者の事前受付やキャンセル対応の具体的手法 ・イベント当日の会場周辺の混雑対策等の安全配慮 ・アンケート調査及び分析
独自提案	10点	・事業効果を高める工夫や提案がなされているか
見積価格	10点	価格点は、次の式により計算した点数とする。算出に当たっては、小数点第1位までを有効とし、小数点第2位で四捨五入する。 価格点 = $(1 - \text{見積価格} / \text{委託費の上限額}) \times 10$

9 参加の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、5の(2)に示す提出期限までに、「取下願（別途様式）」を事務局まで提出すること。

なお、辞退の届出については、持参又は郵送（特定記録で期限内必着）によること。

郵便による提出先は、5(4)記載と同様とする。

10 契約締結

- (1) 契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。

その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

- (2) 別添仕様書は、当該業務の最低水準を示すものであり、候補委託者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、徳島県と委託候補者との協議等の結果に基づき、業務の内容が追加され、又は修正される場合がある。

- (3) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成等に要する費用は参加者の負担とする。

- (2) 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、全て参加者が負うものとする。
- (3) 委託業務の遂行に当たり、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (4) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。
- (5) 提出された書類は、審査・契約に必要な範囲において複製することがある。